

## 公益社団法人兵庫県歯科衛生士会 卒後研修必修プログラム実施要綱

### 1 目的

歯科衛生士の人材確保には、新人歯科衛生士の人材育成および離職防止を図ると共に、ライフイベントなどにより離職期間が長く、復職に不安を感じている歯科衛生士に対しても、現在の歯科医療ニーズに沿った研修内容を提供し、復職を支援することが重要である。そのため、歯科衛生士会、歯科医師会、行政をはじめ、関係機関が協力して歯科衛生士の卒後のキャリア形成を支援し、職場定着を促すための卒後研修が必要となる。

そこで、研修の実施体制を整備・強化し、地域で歯科衛生士を育てることを目的として「卒後研修必修プログラム」を実施する。

### 2 実施団体

公益社団法人兵庫県歯科衛生士会が主催し、一般社団法人兵庫県歯科医師会および兵庫県の協力により実施する。

### 3 実施対象者

歯科衛生士

- (1) 兵庫県内に勤務または在住する兵庫県歯科衛生士会会員および会員外
- (2) 兵庫県外に勤務かつ在住している日本歯科衛生士会会員および会員外  
ただし、(2)についてはベーシックコースのみ実施対象

### 4 研修コースと受講対象者

歯科衛生士教育養成機関卒業後の年数に合わせて3コースを設定する。各コースのプログラムは、別表により実施する。

#### (1) ベーシックコース

卒業後1～2年目の歯科衛生士を対象とする。卒前教育を補完する基礎知識を主な内容とする。基礎を学び直したい復職歯科衛生士も対象とする。兵庫県外に勤務かつ在住する歯科衛生士は、ベーシックコースのみ受講可能とする。

#### (2) アドバンスコース

卒業後3～5年目の歯科衛生士を対象とする。歯科衛生士の専門性をより探求し、キャリアアップを図る内容とする。

#### (3) スペシャリストコース

卒業後7年以上の歯科衛生士を対象とする。職場や地域のリーダーに必要な知識と問題解決能力を修得できる内容とする。

## 5 研修単位および修了基準

公益社団法人日本歯科衛生士会第5次生涯研修制度に基づき、各コースの研修単位は60分1単位とする。各コース修了に必要な単位は次のとおりとする。

- (1) I ベーシックコース 20単位
- (2) II アドバンスコース 15単位
- (3) III スペシャリストコース 10単位

## 公益社団法人兵庫県歯科衛生士会 卒後研修必修プログラム実施要綱細則

### 1 研修の企画・運営

- (1) 卒後研修必修プログラムの企画・運営は、公益社団法人兵庫県歯科衛生士会（以下、「本会」という。）の学術Ⅱ委員会が担う。
- (2) 各コースのプログラム講師は、外部、兵庫県歯科医師会及び本会の歯科衛生士に依頼する。
- (3) 本会は、受講者の研修履歴を登録し、管理するものとする。
- (4) 毎年1回、企画・運営について兵庫県歯科医師会との連絡協議会を開催する。

### 2 受講料

- |                                                 |         |
|-------------------------------------------------|---------|
| (1) 兵庫県内に勤務または在住する兵庫県歯科衛生士会会員および会員外             | 無料      |
| (2) 兵庫県外に勤務かつ在住している日本歯科衛生士会会員<br>(ベーシックコース4日間)  | 10,000円 |
| (3) 兵庫県外に勤務かつ在住している日本歯科衛生士会会員外<br>(ベーシックコース4日間) | 20,000円 |

### 3 修了証など

受講終了後は、コース別に修了証を交付する。また、兵庫県歯科衛生士会会員にはコースに応じたピンバッジを付与する。

### 4 卒後研修必修プログラム全コース修了歯科衛生士の認定

卒後研修必修プログラムの全コースを修了した者は、歯科診療所等で歯科衛生士を育成、指導するリーダーの役割を担うことができる。本会より資格証明書を交付する。

### 5 受講の方法と流れ

- ① Iベーシックコースの修了後に、IIアドバンスコースの受講資格が得られる。  
Iベーシックコース・IIアドバンスコースの修了後に、IIIスペシャリストコースの受講資格が得られる。  
基本はベーシックコース→アドバンスコース→スペシャリストコースの順に進む。
- ② 平成24年度までの既免許取得者については、卒後年数にあわせて、IIアドバンスコース、またはIIIスペシャリストコースから開始することができる。
- ③ Iベーシックコース・IIアドバンスコースは、年度途中のどの日程からの受講も可能である。ただし、2年間で全日程を修了すること。
- ④ IIIスペシャリストコースは、2日間とおしての受講とする。
- ⑤ 兵庫県外の歯科衛生士は、Iベーシックコースのみ受講が可能である。1年間で修了

できなかった場合、次年度に限り無料で受講できなかった日程を受講することができる。

- ⑥ 2019年度からはアドバンスコースを3日間15単位とする。2018年度までの受講者で、1日のみ受講している者も、2019年度以降は未受講の2日を受講し、15単位で修了とする。
- ⑦ 修了者に同コースの再受講は認めない。

## 6 その他

卒後研修必修プログラムは、平成25年度より兵庫県に勤務または在住する歯科衛生士に限り実施している。平成30年度よりベーシックコースのみ、兵庫県外に勤務かつ在住する歯科衛生士も実施対象者とする。また、約3年毎に、研修内容および実施要項の見直しを行う。

## 別表

### I ベーシックコース

	10:00～11:00	11:10～12:10	13:00～14:00	14:10～15:10	15:20～16:20
I-1	社会人としての意識改革	労働法規と勤務環境	カリオロジー	ペリオドントロジー	生涯研修制度と 認定歯科衛生士
I-2	歯科衛生士のための 歯科補綴療法	障害児(者)への対応	歯周疾患予防 重症化予防技術	歯周疾患予防 重症化予防技術	兵庫県の歯科保健の現状
I-3	フッ化物応用	小児の口腔機能発達支援	標準予防策の実施と 環境整備	医療安全管理	生体機能管理技術
I-4	薬剤の知識と全身管理	有病者と全身管理	高齢者施設における 口腔機能管理	周術期の口腔機能管理	メンタルヘルスクエア

### II アドバンスコース

	10:00～11:00	11:10～12:10	13:00～14:00	14:10～15:10	15:20～16:20
II-1	ホワイトニング	災害時の 歯科衛生士の役割	インプラント	プレゼンテーション 能力の向上	キャリア教育
II-2	社会保険と診療報酬	歯科訪問診療における 口腔健康管理	歯周治療の進め方	難症例歯周治療の対応	地域における 多職種連携の実際
II-3	要介護高齢者の 特性と社会背景	口腔機能低下症	リスクマネジメント	栄養管理と食支援	終末期の対応

### III スペシャリストコース

	10:00～11:00	11:10～12:10	13:00～14:00	14:10～15:10	15:20～16:20
III-1	歯科保健医療を 取り巻く現状	離職防止と復職支援	診療所における 指導計画立案	指導計画立案の実際	指導計画立案の実際
III-2	診療所における マネジメント	リーダーシップと 後輩育成	チームをまとめる マネジメントシステム	チームをまとめる マネジメントシステム	チームをまとめる マネジメントシステム